

1. 文化芸術に関する社会的潮流の分析

新公会堂整備に向けた基礎調査を進めるにあたって、文化芸術および公共施設の担う役割を整理した。

1.1. 公立文化施設に関する政策

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（劇場法）は長年貸館中心になっていた劇場、音楽堂等に係る現状や課題をふまえて平成 24 年に制定された。この法律において、公共文化施設には「文化芸術や学びの振興を通じて多様性を受け入れられる心豊かな社会をつくる場」だけでなく、「地域の人々がつながりを強め、助け合える場」としての役割が求められている。さらに平成 27 年の文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次）においては、若者や子供を対象とした重点戦略が追加され、「文化芸術の次世代への確実な継承」や「国内外の文化的多様性や相互理解の促進」が示された。

また令和 5 年 3 月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」においては、新型コロナの流行やデジタル化等の技術革新、社会変化について言及され、文化庁をはじめとする関係省庁が緊密に連携・協力をしながら、政府一丸となって、文化芸術が有する本質的価値と社会的・経済的価値を創出することが必要であると定められている。

これからの公立文化施設には文化芸術の振興・発展に加え、観光、まちづくり、国際交流、医療・福祉、教育、産業といった分野での官民の連携により、文化芸術の力を育て、まちや暮らしへの活用が期待されていることが読み取れる。

表 1.1 文化政策の年表

年度	主な政策
平成 13 年	文化芸術振興基本法制定
平成 24 年	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）
平成 25 年	劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組みに関する指針
平成 26 年	文化芸術立国中期プラン ～2020 年に、日本が「世界の文化芸術の交流のハブ」となる～
平成 27 年	文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次） －文化芸術資源で未来をつくる－
平成 29 年	文化芸術基本法
平成 30 年	文化芸術振興計画
平成 30 年	文化芸術推進基本計画（第 1 期）いた －文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－
令和 5 年	文化芸術推進基本計画（第 2 期） －価値創造と社会・経済の活性化－

1.2. 公立文化施設の役割

日本の公立文化施設の歴史は、演説・講演等を行うことを主目的とした「公会堂」の設置にはじまっている。1968年には文化庁が設立され、舞台芸術の上演に適した施設の需要増加を受けて各地に「文化会館」の整備がすすめられた。これはこころの豊かさを求める動きの中で、オペラ・バレエ・クラシック音楽など舞台芸術の演目が多様化し、公会堂の舞台では上演に適した環境が得られなかったためである。各地に整備された文化会館は日本の芸術文化発展および普及に寄与し、劇場機能が向上することになった。一方で多岐にわたる演目に対応する必要性から、全演目に本格的に対応することが難しく、使いづらいという評価に繋がった一面もある。

この多目的性への評価と舞台芸術の上演機会拡大や聴衆・観客の増加を受け、1990年代以降は音楽・演劇等に適した高度な機能性を持つ専用劇場の要望が高まった。上演演目を絞り込んだ劇場は「芸術館」と称され、演目に対応した高度な機能性を持つ施設となった。機能補完部門の充実も進み、情報部門や創造部門、観客サービスなどホール以外にもあらゆる機能を有する「パフォーミングアーツセンター」の整備も進められた。同時に劇場の持つ役割が拡大し、地域文化の創造、地域とのつながり、あるいは社会課題の解決に向けた取組みなどが求められるようになった。公立文化施設は舞台劇術を日常化するための施設となり、「地域劇場」「パブリックシアター」の設置が進められてきた。

公共文化施設における文化ホールは、劇場法に示されたとおり「常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている」ものである。社会教育活動において利用される側面を持ちながら、社会教育施設とは異なる役割を担う施設として、積極的な事業展開と課題解決の視点が必要とされている。

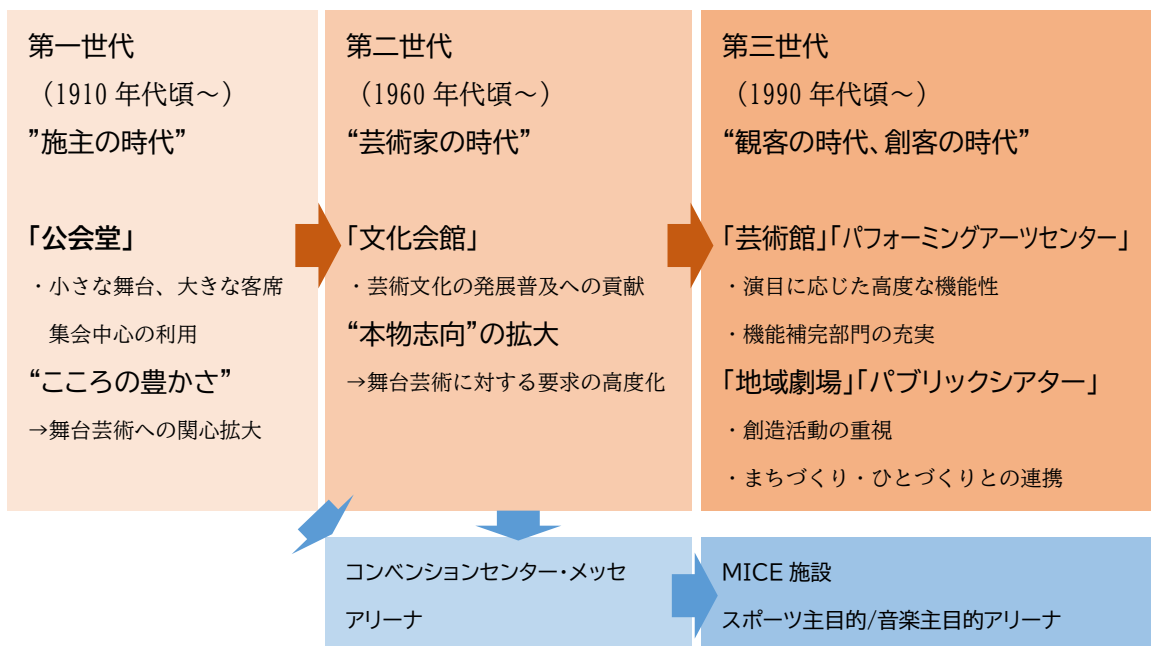


図 1.1 公立文化施設の変遷

1.3. 公立文化施設の管理運営

公立文化施設の運営は、直営あるいは指定管理者によって行われている。公益社団法人全国公立文化施設協会の調査（令和 2 年調べ）によると、回答した全国の公立文化施設 1,350 施設のうち約 6 割にあたる 815 施設が指定管理者により運営されている。平成 15 年の指定管理者制度導入以降、既存財団、民間企業による事業共同体、営利法人、市の外郭団体である財団等の主体が指定管理者として公共施設の運営を担っている。

運営主体が担う業務は多岐にわたり、施設維持管理、清掃、警備、舞台技術等の専門的な業務は、専門的な知識と経験を持った事業者により外部委託される。特に舞台特殊設備等は専門のスタッフを配置することで、利用者の支援や日常的な管理の安全性を高めることにつながる。いずれの業務においても、文化振興への意欲を持つスタッフや、実務経験のあるスタッフを必要数に応じて配置することが、管理運営上重要である。

ホールで行われる文化事業については、平成 13 年の「文化芸術振興基本法」と平成 24 年の「劇場・音楽堂等の事業の活性化に関する法律」の制定によって明確化された。「文化芸術振興基本法」（平成 29 年改正、現在は「文化芸術基本法」）以降、文化芸術振興にかかる地方自治体の責務が明確に位置付けられ、文化政策の見直しが各地方自治体で進められた。また劇場法においては劇場・音楽堂等の事業の活性化のために専門人材を配置し、質の高い事業の実施に努めることが定められている。

一方で課題として専門的なスキルを持つ運営人材の不足が指摘されており、育成が急務とされている。冒頭に記載の通り、平成 15 年以降は指定管理者制度が導入され民間企業が運営を行う施設が増加したが、同時に既存ホールの維持管理と自主事業を実施してきた財団が廃止になった自治体も少なくない。また事業運営に活用できる予算と人材に限られていることから、人材育成や流動性の確保が困難であった。施設の維持管理や貸館に係る業務は民間企業でも育成が進む一方、自主事業を担う人材には多様化する事業への対応、文化政策の視点、実務的な経営感覚など複合的なスキルが求められるため、長期的な習熟が必要である。

自主事業については「買取型」と呼ばれるパッケージ購入タイプの鑑賞事業を中心とした展開から、施設利用料金を運営者が負担して公演を誘致し、チケットの売り上げから一定割合を申し受ける「共催」型など多様な手法が用いられるようになった。また「参加・育成事業」や「創造型事業」を積極的に実施することで、地域への貢献や次世代育成、社会包摂の役割に応える取り組みが進められている。複数の公立文化施設で公的補助金を活用して事業を共同制作する場合もあり、スタッフには企画・制作のみにとどまらない知識・能力が期待されるようになってきている。多様な事業計画を立案し、評価によってその実施効果をはかり、見直しを行いながら、継続的に実施することにより、設置目的を実現することが公立文化施設に望まれる姿である。

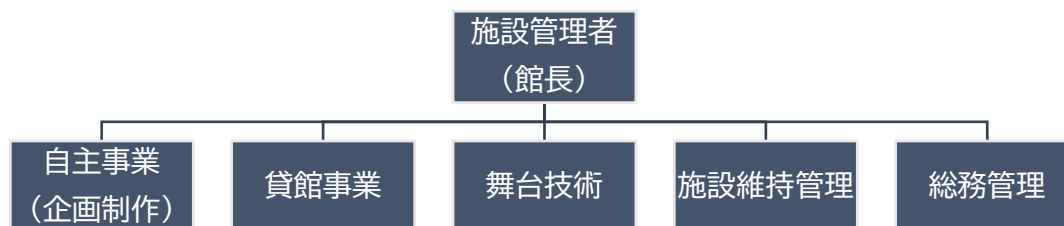


図 1.2 運営組織の例

表 1.2 公立文化施設における業務の分類

活動名称	内容
ア 施設の貸し出し	ホール、練習場、リハーサル室等を貸し出すという、地域住民の文化振興、およびホールの収入の柱として重要な業務。
イ 地域の文化芸術 アドバイス、情報提供、サポート	公立文化会館が地域の文化的な核となるために、近年、非常に注目されている業務で、地域の文化団体の発表など貸し館事業時のアドバイスにはじまって、日常的な文化活動のサポート、学校教育との連携など、「文化芸術に関して何かあったらホールに相談」してもらうための窓口。
ウ 鑑賞事業	公立文化会館の自主文化事業として、最も多く行われているもので、どういったジャンルや内容の公演を行うかは、各地域の事情や会館の目指すものによって異なる。
エ 参加・育成事業	近年、地域文化の核となる意味で増加している事業。例としては、鑑賞教室やレクチャーつき公演などの鑑賞者育成事業、文化芸術の楽しさを体感してもらう参加・体験型の講座などがあげられ、市民とプロが連携して参加型のミュージカル等を制作する場合などもある。
オ 文化芸術作品の創造	会館で人材や予算を手配して、文化芸術作品を創造する事業。プロに場を提供して高度な芸術公演を創造したり、場合によっては、プロの劇団や楽団、およびアーティスト等を会館のフランチャイズとして、日常の創造活動を支援することもある。
カ 館外での文化事業	「アウトリーチ」「出前公演」などとも呼ばれる、近年着目されている事業。ホールに足を運ばない(あるいは運べない)住民に向けて、公民館などで公演を行う、身近に公演やアーティストに触れる機会として学校で参加型公演を行う等があげられる。最終的には、地域に鑑賞者や会館の理解者が増加し、地域の文化振興がはかられ会館が活性化することが目的となる。

2. エンタテインメントおよび文化活動の動向分析

新公会堂の建設にあたっては、施設利用者からの需要をふまえた検討を行うことも必要となる。検討のための基礎情報として、エンタテインメントおよび文化活動に関する動向を調査した。

2.1. エンタテインメントと文化活動の動向に関する調査

エンタテインメントおよび文化活動に関する動向調査を行うにあたっては、一般的に、以下の二側面をとらえることが必要である。一つは興行公演で貸館利用を行う民間事業者の動向、そしてもう一つは観客および日常的な貸館利用者として施設を訪れる市民の文化活動意欲に関する動向である。貸館利用の需要予測と市民の文化活動意欲は、いずれも施設利用に関わる大きな指針となる。

また文化芸術推進基本計画（第2期）にも示されたメディア芸術・デジタル芸術の振興や、学習指導要領の改訂、社会包摂に求められる対応など、新しい演目や取組みについても記載する。

(1) エンタテインメント市場および文化活動意欲に関する動向予測

日本国内のライブ・エンタテインメント市場規模については、「2022 ライブ・エンタテインメント白書」（ライブ・エンタテインメント調査委員会の委託を受け、ぴあ株式会社ぴあ総研が調査を実施）によれば、コロナ禍前（2019年）のほぼ半分の水準まで回復している。特に音楽ジャンルではポップス公演、ステージジャンルではミュージカル・演劇公演が市場を牽引している。2021年10月以降、イベント開催の人数制限が緩和されて以降、順調な回復を続けており、今後もコロナ禍前の水準に向けて浮上することが予測されている。

また市民の文化活動意欲に関しては、「レジャー白書 2023」（公益財団法人 日本生産性本部）調査によると、2020年以降「仕事よりも余暇の中に生きがいを求める」の回答率が増加し、仕事より余暇を重視する傾向にある。また余暇活動のうち、「希望はあるがまだ実現していない需要」として算出された活動のうち、海外旅行や国内観光旅行等が続いて「音楽会、コンサートなど」が上位10種目に出された。合わせて「文化に関する世論調査」（令和4年度 文化庁調査）においては文化芸術イベントの直接鑑賞頻度が「減った」割合が「増えた」割合を上回ったものの、直接鑑賞頻度が「増えた」と回答した人の中では「鑑賞状況の変化により<幸せ>が増えた」と回答した割合が60%を超えるなど、文化芸術に対する意識は前向きであることがうかがえる。

一方で「文化に関する世論調査」において「1年間で鑑賞したものはなし」理由について、新型コロナウイルス感染症の影響に続き、「関心がない」「近所で公演や展覧会などが行われてない」が挙げられている。公演や展覧会が近隣で行われることで、文化活動に対する参加意欲向上につながることも考えられる。

(2) 時代に合わせた新しい演目や取組み

学校教育においても平成 20 年中学校学習指導要領改訂告示、武道・ダンスの必修化、邦楽・ヒップホップダンス等の導入などが行われ、公共文化施設においても教育現場で多様化が進むジャンルの練習・発表会が行われる機会が増加している。またブレイキン(ブレイクダンス)が 2024 年のパリオリンピック競技種目として採用されるなど、今後も新たな文化芸術分野の活動に取り組む市民が増加することが想定される。また e スポーツやオンライン配信を伴う公演など、デジタルツールを利用した活動も増加するなか、市民の文化活動の場として持つべき機能・設備を検討することが必要である。

また「文化芸術に関する社会的潮流」にも記載の通り、公共文化施設は社会包摂に対しても重要な役割を担っている。新しい演目だけではなく、世代間交流事業、障がい者参加、国際理解推進などの取組みに対しても積極的な課題意識を持つことが必要である。施設のバリアフリー対応など、機能・設備面での検討はもちろん、事業展開や施設スタッフの意識向上を含めた総合的な対応が求められている。

※調査関連図表の抜粋・挿入を検討

2.2. 公立文化施設における事業実施状況

市内・近隣自治体のホールを含む公立文化施設の事業実施状況について、アンケート調査を実施した。また、コンサート等の鑑賞型事業に協力しているプロモーター・イベンターへのヒアリング調査も並行して実施した。各ホール、予算や本数にばらつきはみられるものの、自主事業に取り組んでいることがわかった。その中でも、鑑賞型事業に関しては、多くが「共催」の形をとっており、「貸館」としてプロモーター・イベンターが興行を行うことは県庁所在地等の大規模商圏以外では困難であることがヒアリングを通して判明している。

「共催」とは、館側が利用料金を負担して公演を誘致し、チケットの一部を友の会会員等に販売し、その売り上げの一定割合を申し受ける仕組みである。貸館収入は減収になるが、事業費の面では収入が得られ、プロモーター・イベンターもリスクを下げながら事業を継続することができ、双方にとってメリットが大きい。何より、市民に多くの鑑賞機会を提供できることが最大のメリットといえる。このように、自主事業の実施に際しては、鑑賞型の公演には共催等の形をとり、創造や育成等に事業費を充てられるよう、専門スキルを持つ職員が事業の企画制作にあたることが重要である。

3. 古河市の文化芸術活動に関する現状と課題

新公会堂整備に向けた基礎調査を進めるにあたって、調査を通して得られた課題は以下の通りである。

3.1. 市民の文化活動

市民の文化活動に関するアンケートを、無作為抽出によって選ばれた16歳以上の古河市市民 3,000人対象に実施した。各年代に分散して回答が得られ、男女比もほぼ同程度（男性46%、女性52%）であった。このアンケートから得られた市民の文化活動について想定される課題は、以下のとおりである。

- ・「音楽鑑賞（音楽会・コンサートなど）」「美術鑑賞（美術館・画集）」「演劇・演芸・ダンスの鑑賞（劇場公演・発表会など）」への参加ニーズはあるが、実際の活動率につながっておらず潜在的な需要が高い。

- ・住んでいる地域の文化的な環境について半数以上が「満足していない」「関心がない」と回答しており、なかでも近くに文化施設（ホール・劇場、美術館・博物館・図書館など）がないこと、魅力的な活動・イベントがないことが理由に挙げられている。文化施設の充実や、その施設における魅力的な文化事業が求められている。

- ・舞台芸術鑑賞活動においては、鑑賞機会を求めて市外・県外施設が利用されている。文化施設の立地については車や公共交通機関でのアクセスの良さを求める意見が多く、市内に文化施設が整備された場合には、利用が市内に戻ることを期待される。

公民館活動団体等を対象に行ったアンケートでは、母数として生活文化と健康づくりの団体の活動が多くみられたが、音楽系の団体も継続的に活動を行っていることがわかった。公民館活動団体等の文化活動について、想定される課題は以下のとおりである。

- ・公民館における活動は団体規模10名以下、活動年数が10年以上の団体が多い。また会員の属性としては60代以上の女性が半数以上を占めている。新規活動団体の参入や、新規会員の獲得に課題がある。

- ・市民文化団体アンケートの結果、団体間の交流がない、あるいは必要としないという回答が多かった。他団体との交流機会やの相互に活動を知る機会を設けることで、活動の発展や充実につながるため、機会創出が必要であると考えられる。

- ・活動団体数自体はあるものの、一方市民アンケートでは参加したいものがないという回答が多い。魅力的な活動や参加時間帯に配慮した多様な活動参画機会が必要とされている。

- ・既存施設の管理運営に対して予約手続きに関する課題を挙げる意見が多かった。手続きの利便性向上、長期的な予約への対応などについて検討が求められている。

3.2. 学校部活動・課外活動

市内の中学校、高等学校において吹奏楽部・演劇部などで指導をしている教員に対して、部活動や学校行事等での新公会堂・既存市内文化施設の利用等に関して、アンケート、ヒアリング調査を実施した。

(1) 吹奏楽部

吹奏楽部は、中学校8校、高等学校5校から回答が得られた。

練習に関しては、学校での活動が主であり、市内文化施設は音源審査用の録音のため利用されている。その他、特に大会前のホール練習や定期演奏会の会場として、市外のホール施設が利用されている。ホールで練習・発表を行う時期が重なるため、予約が取りにくいことが課題となっている。

大会に関しては、県西地区大会は結城市民文化センター、県大会以上は水戸市民会館（以前はザ・ヒロサワ・シティ会館）を利用している。新公会堂に対しては、搬出入のしやすい搬入口、リハーサルや音出しができる複数の部屋、大会の会場に近い音響性能、大型バスや一般来場者に対応した広い駐車場等が重視されている。

また、部活動の地域移行の流れを受け、新公会堂に練習室を設置して、打楽器などの大型の楽器を保管・管理できれば、新公会堂を活動の場所として利用できるのではないかとというアイデアも挙げられた。

(2) 演劇部

演劇部は、中学校1校、高等学校2校から回答が得られた。

練習に関しては、学校での活動が主であり、市内施設はワークショップなどでの利用がされている。普段から学生が照明や音響等の機材に触れる機会がないことが課題となっている。

大会に関しては、中学校は県南地域の学校の講堂等を利用しており、高等学校では県西地区大会は常総市生涯学習センターを主に利用している。新公会堂に対しては、十分な舞台寸法の確保、大会での予約が優先的に行えること、利用料金が安価なことが重視されている。

(3) 学校行事

部活動の利用と合わせて、学校行事等での利用に関してもヒアリングを行った。

学校行事での利用に関しては、芸術鑑賞会や学校説明会等での利用が考えられるものの、生徒の移動手段を確保することが難しいということが課題として挙げられた。

3.3. 民間の教室等の活動

市内には民間の音楽教室やダンス教室が複数あり、特にダンス教室は教室数、生徒数ともに増加傾向がみられる。ヒアリングの結果、ある音楽教室では生徒数 600 名を擁し、ダンス教室では (近日中にヒアリング予定)

音楽教室、ダンス教室ともに、定期的に成果発表としてホール等を利用して発表会を行うことが一般的である。出演者 1 名に対し、家族が鑑賞に訪れることから、教室規模にはよるものの、ある程度の客席数が必要とされるが、現状ではそれぞれの教室の発表会に対応できる劇場・ホール型の文化施設が市内に不足している。

また、音楽のジャンルに注目すると、ロック・ポップス等のバンド活動については市民アンケートでは部分的な情報しか得られていない。しかしながら、市内に民間の貸し音楽スタジオがないことがわかっており、練習活動の拠点が市外に移行していることが推測される。

3.4. 文化芸術活動に関する情報の共有

今回の調査に際し、アンケート、ヒアリング等を複数行い市内の文化活動の全体像の把握に努めるなかで、市内の文化活動についての情報が集まる場がないため、様々な策を講じることとなった。アンケートで得られた結果をヒントに、学校や民間の教室に個別にヒアリングを行ったことにより、音楽、演劇、ダンス等の活動にどのような年代が取り組んでいるかが判明し、各ジャンル間、また、世代間の交流が不足していることが課題として挙げられていることがわかった。

文化活動団体アンケートで「交流がない」という回答が全体では多かったものの、音楽の分野など舞台上で発表する機会がある団体は文化祭等を通して交流があることがわかっており、このように、合同発表等の機会や場を提供することにより、交流機会をつくる必要があるといえる。